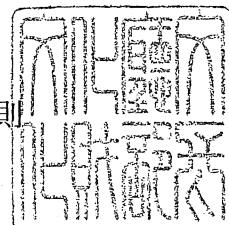


27 序財第364号
平成27年10月5日

各 都 道 府 縿 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
放 送 大 学 長
独立行政法人国立科学博物館長
各文化庁関係独立行政法人の長
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長
公益財団法人日本博物館協会会長
一般社団法人日本美術家連盟理事長
全 国 美 術 館 会 議 会 長
全 国 美 術 商 連 合 会 会 長
各文部科学大臣所轄宗教法人

殿

文化庁文化財部長
村 田 善



(印影印刷)

シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における
取扱いについて（通知）

今般、平成27年2月12日に採択された国際連合安全保障理事会決議第2199号において、イラク及びシリアから不法に持ち出された文化財等の貿易を防止するための適切な措置等をとることが決定されました。

この決議を受け、既に輸入規制の対象となっている、イラクを原産地又は船積地域とする平成2年8月6日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財に加え、シリアを原産地又は船積地域とする平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財についても、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく輸入規制の対象とし、原則輸入の承認が行われないこととなりました（別紙1及び別紙2）。

については、今般の輸入規制の趣旨を十分に御了知の上、不法に取得された文化財の輸入の防止について御理解とお取組をお願いします。

都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれでは、域内の市（区）町村長、市（区）町村教育委員会、博物館、美術館、所轄宗教法人等に対し、これらの趣旨を御周知くださるようお願いします。

担当 文化庁文化財部伝統文化課
協力推進・無形遺産係
電話 03-5253-4111（内線2870）

○経済産業省告示第百九十九号(抜款)

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四十五号)第三十一条の規定に基づいて、昭和四十一年通商産業省告示第百七十九号(輸入割当を取扱ひぬく専門の品目、輸入の承認を取扱ひぬく専門の原産地又は船積地域からの他貨物の輸入について必要な事項の一部)の一部を次のものに改正する。公布の日から施行する。

平成二十七年五月十八日

経済産業大臣 河野洋一

「(一)該の第一のイラクの項目「特定外国文化財」の下に「及び三の6(3)に掲げる被占領地域流出文化財」を追加。同欄の第1のシリアルの項を次のとおり改める。

シリアル	1	輸出貿易管理令別表第一の一の項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る)、同項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る)、同項(十四)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る)、同項(十六)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る)及び同表の三の項(一)に掲げる貨物
2	97・01 97・02 97・03 97・04 97・05 97・06	平成二十三年三月十五日以後にシリアにおいて不法に取得された文化財(三の6(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く)。

経済産業省

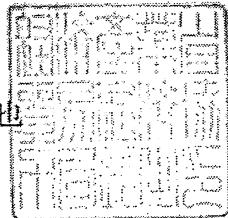


20150907 貿局第1号
輸入注意事項27第11号
経済産業省貿易経済協力局

「『平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の（2）に掲げる特定外国文化財及び三の6の（3）に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）』の二号承認制移行について」を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也



「平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の（2）に掲げる特定外国文化財及び三の6の（3）に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）」の二号承認制移行について

平成27年9月18日付け経済産業省告示第199号（輸入公表の一部を改正する告示）により、平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の（2）に掲げる特定外国文化財及び三の6の（3）に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）の輸入については、二号承認制に移行しました。

なお、当該二号承認制の対象となる「シリアからの不法に取得された文化財」の関連情報については、下記に掲げるホームページ等に掲載され、随時更新される予定ですが、本措置は国際連合安全保障理事会決議第2199号に基づくものであり、原則、輸入の承認は行いませんので、十分ご注意ください。

記

●文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>)

文化庁>文化財>文化財の国際交流・協力>文化財不法輸出入禁止条約と国内実施法

（シリア盗難文化財に関する問合せ先）

文化庁文化財部伝統文化課

03-5253-4111 内線 2870

〈当該貨物の輸入承認に関する問合せ（原則、承認は行いません。）〉

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

03-3501-1511 内線 3251